

オンブズマン愛知 様

2021年11月25日

公開質問状に対する回答

日本共産党名古屋市会議員団  
団長 田口一登

貴会からの公開質問状に対し、以下回答いたします。

記

(1) 雇用契約書の締結

①会派が行う活動を補助する職員（臨時職員を含む）を雇用した場合、雇用契約書の締結の有無を明らかにし、見解を求めます。

（回答）日本共産党名古屋市会議員団は常勤・嘱託・臨時に関わらず、すべての政務活動補助員と雇用契約書を取り交わしています。

②契約書の写しを提示されたい

（回答）添付資料をご参照ください。

※日本共産党名古屋市会議員団は個人情報保護法に基づき、すべての政務活動補助員から文書にて、個人情報の利用に関する「同意」を得ています。その内容は「緊急時の連絡先としての利用に限る」とし、第三者への提供は原則として行わないこととしております。

また、緊急連絡以外の目的で利用する場合は、利用目的と利用期間の特定、利用期間終了後の速やかな消去、漏洩・流出・紛失防止及びトレーサビリティの確保を担保したうえで、その都度本人の了解を得る必要があります。

一方、貴会の公開質問状には個人情報の取り扱いに関するご説明がなく、「3. 公開質問状及び回答の扱い」で「①オンブズマン愛知のホームページに掲載します。②新聞社及び報道機関等に公開します」とされ、本市議団における個人情報の利用条件を満たしておりません。

以上を踏まえ、ご要望の資料の提供にあたっては、個人情報（職員の氏名を含む）にかかわる部分はすべて、必要な保護処理を施していることをご承知おきください。

③雇用契約書を締結しない、その理由を明らかにすること。

(回答) ①の回答のとおりです。

(2) 労働基準法では、使用者は労働者を雇用する場合「労働条件通知書」の交付を義務付けています。貴団の見解を求めます。

①政務活動補助員に対し、労働条件通知書の交付の有無を明らかにすること。

(回答) 全員に対して交付しています。

②通知書の写しを明らかにし提示されたい。

(回答) 添付資料をご参照下さい。

③労働条件通知書を交付しない場合、その理由を明らかにすること。

(回答) ①の回答のとおりです。

(3) 政務活動補助員等の雇用に伴い、社会保険である「労災保険」への加入が求められています。貴団の見解を求めます。

①加入状況を明らかにすること。

(回答) 本市議団は原則として全員、社会保険に加入させる方針です。現在政務活動補助員は4名在籍し、このうち常勤・嘱託者3名が社会保険に加入しています。残り1名は臨時政務活動補助員(月30時間程度勤務)ですが、他の事業所ですでに加入しており、本人の希望で本市議団では加入しておりません。

②通知書の写しを明らかにし提示されたい。

(回答) 添付資料をご参照ください。

④労災保険に未加入の場合、その理由を明らかにすること。

(回答) ①の回答のとおりです。

(4) 政務活動補助員等への給与、賃金等の支払者について貴団の見解を求めます。

①会派として何名を雇用しているのか。

(回答) 常勤2名、嘱託1名、臨時1名の計4名です。

②雇用主は誰かを明らかにすること。

(回答) 日本共産党名古屋市議員団で統一しています。



③生計が同じ親族、及び親族の雇用はされているのか。

(回答) 雇用していません。

④支払者は、支払を受ける者に対し「給与所得の源泉徴収票」を発行しているのか。明らかにすること。

(回答) 全員に対して発行しています。

⑤「源泉徴収票及び支払調書」を発行しない、その理由を明らかにすること。

(回答) すべて交付しています。

(5) 支払者は支払を受ける者に対し、給与、賃金等の支払いの「年末調整及び確定申告」を行うよう指導しているのか。貴団の見解を求めます。

(回答) 全員に対して行っています。

(6) 支払者、支払金額により、按分率がバラバラである。貴団の見解を求めます。

①按分率(例えば、80%、80%)の根拠及び内容を明らかにすること。

(回答) 当市議団の政務活動補助員は、所定の勤務時間の100%を政務活動補助業務に従事しており、按分率計算は行っていません。

なお給与支払者は日本共産党名古屋市会議員団で統一しています。

②業務内容により、給与、賃金等に相違があるが、どのように仕分けしているのか。基準を明らかにすること。

(回答) 業務内容による賃金の相違は一切ありません。当市議団における個々の政務活動補助員の賃金の相違は、常勤・嘱託・臨時の区分及び常勤の場合年齢・勤続年数の違いによるものです(労働条件通知書の賃金欄参照)。

③総額と充当額の差額の支払者は、誰か明らかにすること。

(回答) ①の回答のとおり、賃金総額と政務活動費充当額との差額は発生しておりません。

④支払者により、領収書の書き方が違うが何故か。会派内で統一すべきである。見解を求めます。

(回答) 領収書の書式は統一しています。

以上

## 常勤政務活動補助員雇用契約書

日本共産党名古屋市会議員団（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）は、下記の条件により労働契約を締結し、相互にこれを履行します。

あなたを常勤政務活動補助員として採用するにあたっての勤務の条件は以下のとおりです。

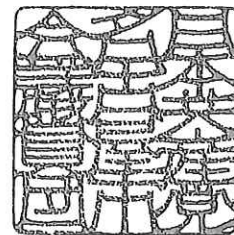
採用日	2015年4月1日（期限の定めはない）
勤務場所	日本共産党名古屋市会議員団控室
業務の内容	議員団の政務調査活動の補助
始業・就業時間と休憩時間	9：30－17：30（休憩12：00～13：00）
休日	土・日・祝日・年末年始・夏季休暇 その他は労働条件通知書のとおり
有給・特別休暇	年次有給休暇20日 その他は労働条件通知書のとおり
賃金	月給 [REDACTED] 日（支払日は毎月21日、現金支給。通勤費は別途支給） 夏季・冬季一時金有 その他は労働条件通知書のとおり
その他	その他の就業条件は、労働条件通知書のとおり

2015年4月1日

甲の所在地 名古屋市中区三の丸3丁目1-1名古屋市役所東庁舎3階

甲の名前 日本共産党名古屋市会議員団

団長 田口 一登



乙の住所 [REDACTED]

乙の名前 [REDACTED]

乙の生年月日 [REDACTED]

## 常勤政務活動補助員雇用契約書

日本共産党名古屋市議員団（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）は、下記の条件により労働契約を締結し、相互にこれを履行します。

あなたを常勤政務活動補助員として採用するにあたっての勤務の条件は以下のとおりです。

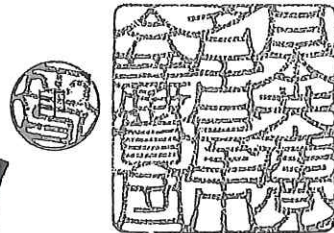
採用日	2020年4月1日（期限の定めはない）
勤務場所	日本共産党名古屋市議員団控室
業務の内容	議員団の政務調査活動の補助
始業・就業時間と休憩時間	9：30－17：30（休憩12：00～13：00）
休日	土・日・祝日・年末年始・夏季休暇 その他は労働条件通知書のとおり
有給・特別休暇	年次有給休暇20日 その他は労働条件通知書のとおり
賃金	月給 [REDACTED]円（支払日は毎月21日、現金支給。通勤費は別途支給） 夏季・冬季一時金有 その他は労働条件通知書のとおり
その他	その他の就業条件は、労働条件通知書のとおり

2020年4月1日

甲の所在地 名古屋市中区三の丸3丁目1-1名古屋市役所東庁舎3階

甲の名前 日本共産党名古屋市議員団

団長 田口 一登



乙の住所 [REDACTED]

乙の名前 [REDACTED]

乙の生年月日 [REDACTED]



## 嘱託政務活動補助員雇用契約書

日本共産党名古屋市議員団（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）は、下記の条件により労働契約を締結し、相互にこれを履行します。

あなたを常勤政務活動補助員として採用するにあたっての勤務の条件は以下のとおりです。

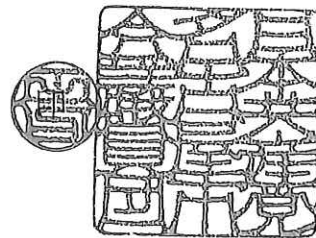
採用日	2015年4月1日（期限の定めはない）
勤務場所	日本共産党名古屋市議員団控室
業務の内容	議員団の政務調査活動の補助
始業・就業時間と休憩時間	9：30－17：30（休憩12：00～13：00）
休日	土・日・祝日・年末年始・夏季休暇 その他は労働条件通知書のとおり
有給・特別休暇	年次有給休暇20日 その他は労働条件通知書のとおり
賃金	月給 [REDACTED] 円（支払日は毎月21日、現金支給。通勤費は別途支給） 夏季・冬季一時金有 その他は労働条件通知書のとおり
その他	その他の就業条件は、労働条件通知書のとおり

2015年4月1日

甲の所在地 名古屋市中区三の丸3丁目1-1名古屋市役所東庁舎3階

甲の名前 日本共産党名古屋市議員団

団長 田口 一登



乙の住所 [REDACTED]

乙の名前 [REDACTED]

乙の生年月日 [REDACTED]

## 臨時政務活動補助員雇用契約書

日本共産党名古屋市議員団（以下甲という）と [REDACTED]（以下乙という）は、下記の条件により労働契約を締結し、相互にこれを履行します。

あなたを常勤政務活動補助員として採用するにあたっての勤務の条件は以下のとおりです。

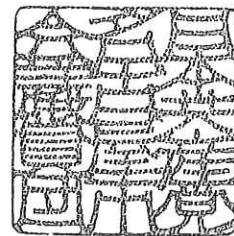
採用日	2019年6月1日（期限の定めはない）
勤務場所	日本共産党名古屋市議員団控室
業務の内容	議員団の政務調査活動の補助
始業・就業時間と休憩時間	9時30分から17時30分の間で、一か月の就業時間が30時間程度（休憩12:00～13:00）
休日	土・日・祝日・年末年始・夏季休暇 その他は労働条件通知書のとおり
有給・特別休暇	年次有給休暇の付与日数は労働基準法に基づく。その他は労働条件通知書のとおり
賃金	時給 [REDACTED] 円（現金支給。通勤費は別途支給）。給与支給額計算の締め日は毎月15日、支払日は21日。その他は労働条件通知書のとおり
その他	その他の就業条件は、労働条件通知書のとおり

2019年6月1日

甲の所在地 名古屋市中区三の丸3丁目1-1名古屋市役所東庁舎3階

甲の名前 日本共産党名古屋市議員団

団長 田口 一登



乙の住所 [REDACTED]

乙の名前 [REDACTED]

乙の生年月日 [REDACTED]



# 労働条件通知書

2015年4月1日

様

事業所名称・所在地 日本共産党名古屋市議員団  
名古屋市中区三の丸3-1-1名古屋市役所東庁舎3階  
使用者職氏名 団長 田口一登

契約期間	期間の定めなし
就業の場所	名古屋市中区三の丸3-1-1名古屋市役所東庁舎3階日本共産党名古屋市議員団控室
従事業務内容	議員団の政務活動補助
始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 始業・終業の時刻等：始業 午前9時30分、終業 午後5時30分</li> <li>2 休憩時間：正午から午後1時まで60分間</li> <li>3 所定時間外労働及び休日労働：有</li> </ol>
休日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定休日；毎週土・日曜日、国民の祝日</li> <li>2 非定休日：年末年始、夏季休暇</li> </ol>
休暇	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年次有給休暇：20日。但し採用後6ヵ月以内は10日。時間単位取得可</li> <li>2 代替休暇：有</li> <li>3 その他の休暇：親族の結婚、死亡、災害などに際しては3日から7日以内で有給とする。生理休暇は月2日以内で有給とする</li> </ol>
賃金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本賃金：イ) 常勤政務活動補助員月給…基本給200,000円、年齢給2,000円、勤続給500円。但し年齢給は21歳から1歳毎、勤続給は採用後1年毎に積算（経験加算有）。日給月給制とし、欠勤期間中の給与は支給しない。ロ) 嘱託政務活動補助員月給…基本給212,250円。日給月給制とし、欠勤期間中の給与は支給しない。ハ) 臨時政務活動補助員時間給…雇用契約に基づく（実績例1000円）</li> <li>2 家族手当：常勤・嘱託政務活動補助員のみ扶養控除対象者10,000円/人</li> <li>3 通勤費：実費支給</li> <li>4 退職手当：無</li> <li>5 賃金締切日及び支払日：賃金締切日 毎月15日、賃金支払日 毎月21日</li> <li>6 賃金の支払方法：現金（本人希望により口座振込可）</li> <li>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除：常勤・嘱託政務活動補助員のみ互助会800円、療養基金500円</li> <li>8 昇給：常勤政務活動補助員のみ4月度に年齢給及び勤続給分の合計2,500円</li> <li>9 賞与：常勤・嘱託政務活動補助員のみ夏季及び冬季に支給。支給対象期間は、夏季賞与は前年12月度より当月5月度までの6ヵ月間、冬季賞与は当年6月度より当年11月度までの6ヵ月間とする（但し中途採用者は日割計算）。支給実績は月給の1ヵ月分</li> </ol>
休職・退職に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 休職：傷病による欠勤日数が公的保障期間を超え、引き続き職務に復帰できない場合、またその他の理由で勤務に耐えられない場合は休職とする。期間は団が本人と合意のうえで決める</li> <li>2 定年：満65歳となった月の末日</li> <li>3 継続雇用制度：本人希望により嘱託政務活動補助員として雇用</li> <li>4 自己都合退職の手続：本人からの申出により団が認めた場合。退職する14日以上前に届け出ること</li> <li>5 解雇の事由及び手続：イ) 休職期間満了後も引き続き勤務に耐えられない場合。ロ) 団の判断により政務活動補助員に適さないと認められる場合</li> </ol>
相談窓口	幹事長 江上博之
社会保険及びその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険：日本年金機構所管の厚生年金及び健康保険に原則加入。但し臨時政務活動補助員で他事業所で加入しているなど、当事業所で加入を希望しない場合は除く</li> <li>・労働保険：原則加入。但し臨時政務活動補助員で、他事業所で加入しているなど、当事業所で加入を希望しない場合は除く</li> <li>・健康診断：年1回実施。費用は実費支給</li> <li>・個人情報の取り扱い：団は政務活動補助員の個人情報に関して「緊急時における連絡先としての利用に限る」という前提の下、その範囲内において利用する。その他の目的で利用する場合はその都度利用目的を伝え、本人の了承を得る</li> </ul>

※ 以上のほかは、当市議団就業規則及び給与規定による。



# 労働条件通知書

2020年4月1日

様

事業所名称・所在地 日本共産党名古屋市議員団  
 名古屋市中区三の丸3-1-1名古屋市役所東庁舎3階  
 使用者職氏名 団長 田口一登

契約期間	期間の定めなし
就業の場所	名古屋市中区三の丸3-1-1名古屋市役所東庁舎3階日本共産党名古屋市議員団控室
従事業務内容	議員団の政務活動補助
始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 始業・終業の時刻等：始業 午前9時30分、終業 午後5時30分</li> <li>2 休憩時間：正午から午後1時まで60分間</li> <li>3 所定時間外労働及び休日労働：有</li> </ol>
休日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定休日；毎週土・日曜日、国民の祝日</li> <li>2 非定休日：年末年始、夏季休暇</li> </ol>
休暇	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年次有給休暇：20日。但し採用後6ヵ月以内は10日。時間単位取得可</li> <li>2 代替休暇：有</li> <li>3 その他の休暇：親族の結婚、死亡、災害などに際しては3日から7日以内で有給とする。生理休暇は月2日以内で有給とする</li> </ol>
賃金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本賃金：イ) 常勤政務活動補助員月給…基本給200,000円、年齢給2,000円、勤続給500円。但し年齢給は21歳から1歳毎、勤続給は採用後1年毎に積算(経験加算有)。日給月給制とし、欠勤期間中の給与は支給しない。ロ) 嘱託政務活動補助員月給…基本給212,250円。日給月給制とし、欠勤期間中の給与は支給しない。ハ) 臨時政務活動補助員時間給…雇用契約に基づく(実績例1700円)</li> <li>2 家族手当：常勤・嘱託政務活動補助員のみ扶養控除対象者10,000円/人</li> <li>3 通勤費：実費支給</li> <li>4 退職手当：無</li> <li>5 賃金締切日及び支払日：賃金締切日 毎月15日、賃金支払日 毎月21日</li> <li>6 賃金の支払方法：現金(本人希望により口座振込可)</li> <li>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除：常勤・嘱託政務活動補助員のみ互助会800円、療養基金500円</li> <li>8 昇給：常勤政務活動補助員のみ4月度に年齢給及び勤続給分の合計2,500円</li> <li>9 賞与：常勤・嘱託政務活動補助員のみ夏季及び冬季に支給。支給対象期間は、夏季賞与は前年12月度より当月5月度までの6ヵ月間、冬季賞与は当年6月度より当年11月度までの6ヵ月間とする(但し中途採用者は日割計算)。支給実績は月給の1ヵ月分</li> </ol>
休職・退職に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 休職：傷病による欠勤日数が公的保障期間を超え、引き続き職務に復帰できない場合、またその他の理由で勤務に耐えられない場合は休職とする。期間は団が本人と合意のうえで決める</li> <li>2 定年：満65歳となった月の末日</li> <li>3 継続雇用制度：本人希望により嘱託政務活動補助員として雇用</li> <li>4 自己都合退職の手続：本人からの申出により団が認めた場合。退職する14日以上前に届け出ること</li> <li>5 解雇の事由及び手続：イ) 休職期間満了後も引き続き勤務に耐えられない場合。ロ) 団の判断により政務活動補助員に適さないと認められる場合</li> </ol>
相談窓口	幹事長 江上博之
社会保険及びその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険：日本年金機構所管の厚生年金及び健康保険に原則加入。但し臨時政務活動補助員で他事業所で加入しているなど、当事業所で加入を希望しない場合は除く</li> <li>・労働保険：原則加入。但し臨時政務活動補助員で、他事業所で加入しているなど、当事業所で加入を希望しない場合は除く</li> <li>・健康診断：年1回実施。費用は実費支給</li> <li>・個人情報の取り扱い：団は政務活動補助員の個人情報に関して「緊急時における連絡先としての利用に限る」という前提の下、その範囲内において利用する。その他の目的で利用する場合はその都度利用目的を伝え、本人の了承を得る</li> </ul>

※ 以上のほかは、当市議団就業規則及び給与規定による。



# 労働条件通知書

2015年4月1日

様

事業所名称・所在地 日本共産党名古屋市議員団  
 名古屋市中区三の丸3-1-1名古屋市役所東庁舎3階  
 使用者職氏名 団長 田口一登

契約期間	期間の定めなし
就業の場所	名古屋市中区三の丸3-1-1名古屋市役所東庁舎3階日本共産党名古屋市議員団控室
従事業務内容	議員団の政務活動補助
始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 始業・終業の時刻等：始業 午前9時30分、終業 午後5時30分</li> <li>2 休憩時間：正午から午後1時まで60分間</li> <li>3 所定時間外労働及び休日労働：有</li> </ol>
休日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定例日：毎週土・日曜日、国民の祝日</li> <li>2 非定例日：年末年始、夏季休暇</li> </ol>
休暇	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年次有給休暇：20日。但し採用後6ヵ月以内は10日。時間単位取得可</li> <li>2 代替休暇：有</li> <li>3 その他の休暇：親族の結婚、死亡、災害などに際しては3日から7日以内で有給とする。生理休暇は月2日以内で有給とする</li> </ol>
賃金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本賃金：イ) 常勤政務活動補助員月給…基本給200,000円、年齢給2,000円、勤続給500円。但し年齢給は21歳から1歳毎、勤続給は採用後1年毎に積算（経験加算有）。日給月給制とし、欠勤期間中の給与は支給しない。ロ) 嘱託政務活動補助員月給…基本給212,250円。日給月給制とし、欠勤期間中の給与は支給しない。ハ) 臨時政務活動補助員時間給…雇用契約に基づく（実績例1000円）</li> <li>2 家族手当：常勤・嘱託政務活動補助員のみ扶養控除対象者10,000円/人</li> <li>3 通勤費：実費支給</li> <li>4 退職手当：無</li> <li>5 賃金締切日及び支払日：賃金締切日 毎月15日、賃金支払日 毎月21日</li> <li>6 賃金の支払方法：現金（本人希望により口座振込可）</li> <li>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除：常勤・嘱託政務活動補助員のみ互助会800円、療養基金500円</li> <li>8 昇給：常勤政務活動補助員のみ4月度に年齢給及び勤続給分の合計2,500円</li> <li>9 賞与：常勤・嘱託政務活動補助員のみ夏季及び冬季に支給。支給対象期間は、夏季賞与は前年12月度より当月5月度までの6ヵ月間、冬季賞与は当年6月度より当年11月度までの6ヵ月間とする（但し中途採用者は日割計算）。支給実績は月給の1ヵ月分</li> </ol>
休職・退職に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 休職：傷病による欠勤日数が公的保障期間を超え、引き続き職務に復帰できない場合、またその他の理由で勤務に耐えられない場合は休職とする。期間は団が本人と合意のうえで決める</li> <li>2 定年：満65歳となった月の末日</li> <li>3 継続雇用制度：本人希望により嘱託政務活動補助員として雇用</li> <li>4 自己都合退職の手続：本人からの申出により団が認めた場合。退職する14日以上前に届け出ること</li> <li>5 解雇の事由及び手続：イ) 休職期間満了後も引き続き勤務に耐えられない場合。ロ) 団の判断により政務活動補助員に適さないと認められる場合</li> </ol>
相談窓口	幹事長 江上博之
社会保険及びその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険：日本年金機構所管の厚生年金及び健康保険に原則加入。但し臨時政務活動補助員で他事業所で加入しているなど、当事業所で加入を希望しない場合は除く</li> <li>・労働保険：原則加入。但し臨時政務活動補助員で、他事業所で加入しているなど、当事業所で加入を希望しない場合は除く</li> <li>・健康診断：年1回実施。費用は実費支給</li> <li>・個人情報の取り扱い：団は政務活動補助員の個人情報に関して「緊急時における連絡先としての利用に限る」という前提の下、その範囲内において利用する。その他の目的で利用する場合はその都度利用目的を伝え、本人の了承を得る</li> </ul>

※ 以上のほかは、当市議団就業規則及び給与規定による。



# 労働条件通知書

2019年6月1日

様

事業所名称・所在地 日本共産党名古屋市議員団  
 名古屋市中区三の丸3-1-1名古屋市役所東庁舎3階  
 使用者職氏名 団長 田口一登

契約期間	期間の定めなし
就業の場所	名古屋市中区三の丸3-1-1名古屋市役所東庁舎3階日本共産党名古屋市議員団控室
従事業務内容	議員団の政務活動補助
始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 始業・終業の時刻等：始業 午前9時30分、終業 午後5時30分</li> <li>2 休憩時間：正午から午後1時まで60分間</li> <li>3 所定時間外労働及び休日労働：有</li> </ol>
休日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定休日；毎週土・日曜日、国民の祝日</li> <li>2 非定休日：年末年始、夏季休暇</li> </ol>
休暇	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年次有給休暇：20日。但し採用後6ヵ月以内は10日。時間単位取得可</li> <li>2 代替休暇：有</li> <li>3 その他の休暇：親族の結婚、死亡、災害などに際しては3日から7日以内で有給とする。生理休暇は月2日以内で有給とする</li> </ol>
賃金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本賃金：イ) 常勤政務活動補助員月給…基本給200,000円、年齢給2,000円、勤続給500円。但し年齢給は21歳から1歳毎、勤続給は採用後1年毎に積算(経歴加算有)。日給月給制とし、欠勤期間中の給与は支給しない。ロ) 嘱託政務活動補助員月給…基本給212,250円。日給月給制とし、欠勤期間中の給与は支給しない。ハ) 臨時政務活動補助員時間給…雇用契約書に基づく(実績例1700円)</li> <li>2 家族手当：常勤・嘱託政務活動補助員のみ扶養控除対象者10,000円/人</li> <li>3 通勤費：実費支給</li> <li>4 退職手当：無</li> <li>5 賃金締切日及び支払日：賃金締切日 毎月15日、賃金支払日 毎月21日</li> <li>6 賃金の支払方法：現金(本人希望により口座振込可)</li> <li>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除：常勤・嘱託政務活動補助員のみ互助会800円、療養基金500円</li> <li>8 昇給：常勤政務活動補助員のみ4月度に年齢給及び勤続給分の合計2,500円</li> <li>9 賞与：常勤・嘱託政務活動補助員のみ夏季及び冬季に支給。支給対象期間は、夏季賞与は前年12月度より当月5月度までの6ヵ月間、冬季賞与は当年6月度より当年11月度までの6ヵ月間とする(但し中途採用者は日割計算)。支給実績は月給の1ヵ月分</li> </ol>
退職・退職に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 退職：傷病による欠勤日数が公的保障期間を超え、引き続き職務に復帰できない場合、またその他の理由で勤務に耐えられない場合は退職とする。期間は団が本人と合意のうえで決める</li> <li>2 定年：満65歳となった月の末日</li> <li>3 継続雇用制度：本人希望により嘱託政務活動補助員として雇用</li> <li>4 自己都合退職の手続：本人からの申出により団が認めた場合。退職する14日以上前に届け出ること</li> <li>5 解雇の事由及び手続：イ) 退職期間満了後も引き続き勤務に耐えられない場合。ロ) 団の判断により政務活動補助員に適さないと認められる場合</li> </ol>
相談窓口	幹事長 江上博之
社会保険及びその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険：日本年金機構所管の厚生年金及び健康保険に原則加入。但し臨時政務活動補助員で他事業所で加入しているなど、当事業所で加入を希望しない場合は除く</li> <li>・労働保険：原則加入。但し臨時政務活動補助員で、他事業所で加入しているなど、当事業所で加入を希望しない場合は除く</li> <li>・健康診断：年1回実施。費用は実費支給</li> <li>・個人情報の取り扱い：団は政務活動補助員の個人情報に関して「緊急時における連絡先としての利用に限る」という前提の下、その範囲内において利用する。その他の目的で利用する場合はその都度利用目的を伝え、本人の了承を得る</li> </ul>

※ 以上のほかは、当市議団就業規則及び給与規定による。

# 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用)

確認 (受理) 通知年月日 雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認 (通知) します。

H270515

被保険者番号

事業所番号

管轄区分

資格取得年月日

[Redacted]

2302-619666-2

0

H270501

被保険者氏名

性別

生年月日 (元号一年月日)

取得時被保険者種類

転勤の年月日

[Redacted]

(1 男  
2 女)

[Redacted] 2 大正 3 昭和  
4 平成

1 (1又は9 一般  
4又は5 高年齢  
2又は3 短期)

[Redacted]

事業所名略称

日本共産党名古屋市議員団事務局 団長



2015. 3

# 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用)

確認 (受理) 通知年月日 雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認 (通知) します。

R020410

個人番号登録なし

被保険者番号

事業所番号

管轄区分

資格取得年月日

[Redacted]

2302-619666-2

0

R020401

被保険者氏名

性別

生年月日 (元号一年月日)

取得時被保険者種類

転勤の年月日

[Redacted]

(1 男  
2 女)

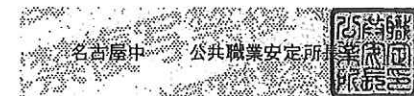
[Redacted] 2 大正 3 昭和  
4 平成 5 令和

1 (1又は9 一般  
4又は5 高年齢  
2又は3 短期  
11 高年齢(65歳以上))

[Redacted]

事業所名略称

日本共産党名古屋市議員団事務局



2020. 3

# 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用)

確認 (受理) 通知年月日 雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認 (通知) します。

H270515

被保険者番号

事業所番号

管轄区分

資格取得年月日

[Redacted]

2302-619666-2

0

H270501

被保険者氏名

性別

生年月日 (元号一年月日)

取得時被保険者種類

転勤の年月日

[Redacted]

(1 男  
2 女)

[Redacted] 大正 3 昭和  
4 平成

1 (1又は9 一般  
4又は5 高年齢  
2又は3 短期)

[Redacted]

事業所名略称

日本共産党名古屋市議員団事務局 団長



2015. 3